

## 忠岡町地域振興券事業

### 取扱店登録募集要項(飲食・小売業者向け)

#### 1. 事業の目的

本事業は、長期化する物価高騰の影響を受けている忠岡町内の町民生活を支援するため、飲食料品等の支援を行うとともに、忠岡町内の消費喚起および地域商業の活性化を図ることを目的として、忠岡町が実施するものです。

#### 2. 忠岡町地域振興券の概要

項目	内容
発行者	忠岡町
発行総額	最大 80,500,000 円 (予定)
発行枚数	161,000 枚 (予定)
配布対象者	令和 8 年 4 月 1 日時点で忠岡町住民基本台帳に記載されている全町民 (参考 : 令和 7 年 12 月 31 日現在 16,053 人)
配布金額	1 人あたり 5,000 円分 (500 円券×10 枚)
配布方法	忠岡町役場より郵送配布
配布時期	令和 8 年 4 月下旬頃 (予定)
使用できる期間	令和 8 年 5 月 1 日 (金) ~ 令和 8 年 9 月 30 日 (水) まで
使用できる店舗	忠岡町内の飲食・小売事業者のうち、取扱店登録を行った店舗

参考 : 令和 3 年経済センサス活動調査事業所分類より抜粋した忠岡町内の事業者数		
飲食料品卸売業	3 件	小売業 89 件
飲食店	39 件	持ち帰り・配達飲食サービス業 7 件

※使用できる期間を過ぎた振興券は無効となります。

#### 3. 取扱店登録について

##### (1) 登録要件

次のすべての要件を満たす事業者を、振興券取扱店として登録します。

- 忠岡町内に店舗または事業所を有していること
- 飲食・小売事業者であること
- 本募集要項の内容を遵守できること
- 次のいずれにも該当しないこと
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を行う者
  - 特定の宗教活動または政治活動を目的とする団体
  - 公序良俗に反する営業を行う者
  - 忠岡町または他の自治体において入札参加停止等の措置を受けている者
  - 暴力団、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者

## (2) 募集期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月6日（金）まで【必着】

※募集期間内に登録が完了した店舗については、振興券配布時に同封する「取扱店舗一覧チラシ」および忠岡町ホームページ等に掲載します。

※募集期間終了後も随時登録申請を受け付けますが、掲載媒体が限定される場合があります。

## (3) 登録方法

● 「忠岡町地域振興券事業 取扱店登録申請書兼誓約書」

に必要事項を記入のうえ、事務局(忠岡町商工会)へ提出してください。

※各様式は忠岡町商工会ホームページからダウンロードできます。

## 4. 振興券の利用範囲（使用不可項目）

次に掲げる支払いには、振興券を使用することはできません。

1. 税金、公共料金、振込手数料等の支払い
2. 有価証券、商品券、プリペイドカード等、換金性の高いものの購入
3. 医療保険適用となる医療費および医薬品
4. 事業活動に使用する原材料、機器類、仕入商品の購入
5. 土地・建物の購入、家賃、地代、駐車場料金等の不動産に関する支払い
6. 現金との交換、電子マネーへのチャージ、金融機関への預け入れ
7. 風俗営業、宗教活動、政治活動、公序良俗に反するものへの支払い
8. 振興券の転売、譲渡、交換
9. その他、本事業の趣旨にそぐわないものへの支払い

## 5. 取扱店の表示および配布物

取扱店は、忠岡町が配布する取扱店表示ステッカー、ポスター等を店頭等に掲示し、振興券が使用可能であることを利用者に周知してください。

## 6. 取扱店の遵守事項

取扱店は、次の事項を必ず遵守してください。

1. 利用条件を満たす振興券の受け取りを正当な理由なく拒否しないこと
2. 振興券の交換、譲渡、売買を行わないこと
3. 有効期限を過ぎた振興券を受け取らないこと
4. 偽造または不正利用が疑われる振興券については受領を拒否し、速やかに忠岡町および事務局(忠岡町商工会)へ連絡すること
5. 自店で使用したように装って換金する等の不正行為を行わないこと
6. 受け取った振興券を他の取扱店で使用しないこと
7. 受け取った振興券裏面の登録店記載欄に必要事項を記載すること
8. 受け取った振興券の盗難、紛失、毀損の損害は登録店の責務とすること

9. 通常の注意をもってすれば偽造されたもと判別できる振興券の損害は登録店の責務とすること
  10. 忠岡町および事務局(忠岡町商工会)と適切な連携を図ること
  11. 振興券は額面単位で取り扱うものとし、振興券の額面金額未満の利用であっても、おつりは支払わないこと。また、利用者に対し、事前にその旨を十分に説明し、理解を得たうえで振興券を受け取ること。
- 

## 7. 使用済み振興券の換金について

1. 使用済み振興券は、事務局(忠岡町商工会)へ持参してください。
2. 持ち込み期間および入金日については、別途定める換金スケジュールに従うものとします。
3. 振込及び換金に係る手数料は不要です。
4. 登録申請時に届け出た口座へ振り込みを行います。

※最終持ち込み期限を過ぎた振興券の換金には一切応じられません。

---

## 8. 個人情報の取扱い

登録申請時に提出された個人情報は、本事業の実施および事務処理の目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

---

## 9. 不正行為への対応

偽りその他不正な手段により振興券の換金請求等を行ったことが判明した場合、当該取扱店は、忠岡町および事務局(忠岡町商工会)の指示に従い、取得した振興券相当額を返還しなければなりません。

---

## 10. その他

本募集要項に定めのない事項については、忠岡町および事務局(忠岡町商工会)が協議のうえ決定し、取扱店はその決定に従うものとします。

また、取扱店の情報（店舗名、所在地等）は、取扱店舗一覧チラシや忠岡町および忠岡町商工会ホームページ等に掲載します。

---

### 【お問い合わせ先】

- ・忠岡町地域振興券事業 事務局(忠岡町商工会)  
〒595-0812 大阪府泉北郡忠岡町忠岡中1丁目1番23号  
電話番号 0725-33-3208 (代表)  
受付時間：平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 は休憩時間)  
※土日祝日・お盆（8/13～15）・年末年始は休業

## 忠岡町地域振興券事業

### 使用済み振興券 換金スケジュール表

回数	振興券持ち込み期間（平日のみ）	持ち込み場所	振込予定日
第1回	令和8年5月1日(金)～5月15日(金)	忠岡町商工会	令和8年5月29日(金)
第2回	令和8年5月18日(月)～5月29日(金)	忠岡町商工会	令和8年6月15日(月)
第3回	令和8年6月1日(月)～6月15日(月)	忠岡町商工会	令和8年6月30日(火)
第4回	令和8年6月16日(火)～6月30日(火)	忠岡町商工会	令和8年7月15日(水)
第5回	令和8年7月1日(水)～7月15日(水)	忠岡町商工会	令和8年7月31日(金)
第6回	令和8年7月16日(木)～7月31日(金)	忠岡町商工会	令和8年8月17日(月)
第7回	令和8年8月3日(月)～8月12日(水)	忠岡町商工会	令和8年8月31日(月)
第8回	令和8年8月17日(月)～8月31日(月)	忠岡町商工会	令和8年9月15日(火)
第9回	令和8年9月1日(火)～9月15日(火)	忠岡町商工会	令和8年9月30日(水)
第10回	令和8年9月16日(水)～9月30日(水)	忠岡町商工会	令和8年10月15日(木)
第11回 (最終)	令和8年10月1日(木)～10月15日(木)	忠岡町商工会	令和8年10月30日(金)

#### 【注意事項】

- 持ち込み受付は平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 は休憩時間)  
※土日祝日・お盆（8/13～15）は休業いたします。
- 振込手数料・換金手数料は不要です。
- 振込先は、取扱店登録申請時に届け出た口座へお振込みします。
- 最終持ち込み期限（10月15日）を過ぎた振興券は換金できません。
- 振興券裏面の「登録店記載欄」を必ず記入してください。